

何がかわるの？①



子どもを預けるには、市町村の認定を受けることが必要になります

1号認定

満3歳以上で、
「教育」を希望する子ども

2号認定

満3歳以上で、
「保育」が必要な子ども

3号認定

満3歳未満で、
「保育」が必要な子ども

認定の際に、以下の3点が考慮されます

- ①保育を必要とする理由…就労のため・妊娠・出産のため・求職活動のため・介護のため・就学のため…など
- ②どれくらいの保育時間が必要か…標準的な利用(最長11時間)か、短時間利用(最長8時間)か
- ③優先すべき事情があるか…ひとり親家庭・生活保護を受けている・子どもに障がいがある…など

なぜ変わるのは？

保育・教育を必要とする人全員にサービスを提供するための取り組みです。保育認定の基準を全国で統一し、市町村が地域の保育・教育のニーズを把握することで、それに対応した「事業計画」の策定に取り組んでいます。パート勤務や育休中の保育利用も可能になりました。

認定の方法

教育を受けたい！

利用先：幼稚園・認定こども園

保育サービスを利用したい！

利用先：保育所・認定こども園

利用したい園に直接申し込み

入園内定！

- ・園を通して市町村に認定を申請
- ・市町村が認定(1号認定)
- ・市町村から園を通して認定証の交付

園と直接契約！

市町村に「保育の必要性」の認定を申請

- ・市町村が認定(2号認定・3号認定)
- ・市町村から認定証の交付

利用の申し込み(希望する園などを伝える)

- ・市町村が希望に合わせて調整

入園先の決定！

私立保育所の場合は
市町村と契約

認定こども園の場合
園と直接契約

※子ども・子育て支援新制度による変更のない私立幼稚園は従来通りです。

何がかわるの？②



様々なニーズに合わせて…保育・教育の場が充実していきます

幼稚園【幼児期の教育を行う学校】

■年齢：3歳～就学前 ■利用者：制限なし

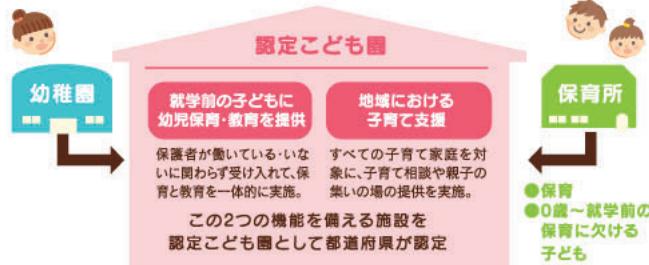
保育所【家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設】

■年齢：0歳～就学前 ■利用者：家庭で保育ができない子ども

今までの子ども施設は上記2つが主でしたが、平成18年10月から新たに「認定こども園」が誕生しました。

「認定こども園」…ってなに？

就学前の保育・教育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みです。



認定こども園の種類

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ